

第4回岩見沢市子ども・子育て会議議事録

日時 令和6年12月18日(水)午後6時00分

場所 いわみざわ健康ひろば

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

協議事項

- (1) 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について
- (2) (仮称)岩見沢市こども計画(案)について
- (3) 市民意見の募集(パブリックコメント)について

4 その他

5 閉 会

事務局	1 開会(18:00)
会長	2 挨拶 みなさんこんばんは。外は雪がすごいですね。帰りの時間のこともありますので、スムーズに協議を進めていけるようにご協力をお願いします。
会長	3 議事 それでは議事に入ります。本日は協議事項3件です。早速ですが、協議事項(1)子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、「子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について」、資料1-1から資料1-7までまとめてご説明いたします。 まず、資料1-1をご覧ください。資料1-1は、前回会議でご説明した資料となります。 本日は、資料下段の「2. 量の見込みと確保方策について」の中で、前回ご説明していない朱書きの部分をご説明いたします。 具体的には「①各年度の幼児期の教育・保育」、いわゆる幼稚園、保育所、認定こども園に関する部分と、「②各年度の地域子ども・子育て支援事業」のうち、「延長保育事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参入促進、能力活用事業」についてです。 また、計画に新たに追加される事業として、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」、「妊婦等包括相談支

援事業」、「乳児等通園支援事業」、「産後ケア事業」についてもご説明いたします。

それでは、資料1-2をご覧ください。

「(1) 幼児期の教育・保育（認定区分ごとの確保方策）」についてです。資料上段に、認定区分について記載しております。

1号認定とは、定期的な保育の必要がなく、教育のみを希望する3歳から小学校就学前の児童で、幼稚園または認定こども園の幼稚園枠を利用する児童のことです。

2号認定とは、保育が必要な要件に該当し、定期的な保育を希望する3歳から小学校就学前の児童で、保育所または認定こども園の保育所枠を利用する児童のことです。

3号認定とは、2号認定と同じ要件に該当する0歳から2歳までの児童のこと、保育所、認定こども園のほか、3歳未満の児童を受け入れる小規模保育事業を利用する児童のことです。

資料1-2では、①から⑥の認定区分ごとに量の見込みと確保方策をお示ししております。それぞれ、令和2年度から令和6年度までの利用実績を記載し、令和7年度以降は人口推計と利用実績、ニーズ調査の結果を踏まえて算出しております。

なお、②の2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い者）についてですが、こちらは保育が必要な要件に該当する家庭で、幼稚園の利用を希望する区分となっており、幼稚園の利用と併せて、幼稚園利用後の預かり保育を利用する方のニーズを表しています。

次に、資料1-3をご覧ください。

こちらは、資料1-2でお示した認定区分を年度ごとにまとめ、整理した表を記載しております。

先に、表の見方についてご説明します。

上段に「推計児童数（4月1日現在）」を記載しております。こちらは、各年度の人口推計の数値です。

次に、「量の見込み」については、年度を通したニーズ量としております。

各年度において1号認定と2号認定を合わせた3歳以上の量の見込みの合計が推計児童数を上回る数値となっておりますが、これは、4月2日以降の転入や、3歳を迎えた児童が1号認定である幼稚園を利用するなどの影響により、年度途中でニーズ量が増えることを見込んだものです。

その下段には「確保の方策」として、施設類型ごとの受入枠の数値をまとめており、最後に「確保の方策」から「量の見込み」を差し引いた「過不足」を記載しております。

それでは資料上段に記載した「令和7年度、8年度の確保方策」につい

てご説明します。

令和7年度以降、2号認定（その他）を除き、各認定区分で受入枠は確保できる数値となっております。また、2号認定（その他）では、令和7年度でマイナス65人、令和8年度でマイナス17人と受入枠が不足する数値ですが、定員の弾力化により認可定員を超えて受入れを行うことで、令和7年度から受入枠を確保できる見通しです。

一方で、2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い者）の受入枠には、令和7年度で16人、令和8年度で31人の余裕があるため、幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行により、不足する2号（その他）の枠を補うことも考えられます。

次に、資料中段の「令和9年度以降の確保方策」についてです。

すべての認定区分において、現在の提供体制で受入枠を確保できる見通しです。また、少子化の影響により受入枠に大きな余裕が生まれるため、定員変更や保育所の統廃合とともに、保育所の保育所型認定こども園への移行についても検討を進める予定です。

計画策定後、定員変更や認定こども園への移行などによる見直しが必要な場合は、適宜子ども・子育て会議にお諮りしますのでよろしくお願い致します。

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策については以上となります。

続いて、資料1-4をご覧ください。

資料上段の「(9) 延長保育事業」についてです。

こちらは、保育認定を受けたこどもについて、11時間の保育標準時間または8時間の保育短時間の利用時間の前後において、保育を実施する事業です。

「利用実績」では、今年度の実利用者数は411人を見込んでおり、「量の見込み」として令和7年度は400人、それ以降は人口推計によりニーズ量も減少傾向と見込んでおります。

それに対し、「確保の方策」である利用想定人数は、500人を見込んでおり、計画期間中は現在の提供体制で対応できる見通しとなっております。

次に、資料中段の「(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業」についてです。

こちらは、生活保護世帯等に対し、幼稚園や保育所を利用するにあたって支払いが必要となる日用品や文房具、行事参加の費用などを助成する事業です。

現在は、国の幼児教育・保育の無償化のほか、岩見沢市独自の保育料の細分化などによる負担軽減を図っている状況から、本事業は実施しておりません。

今後、各園の状況や費用負担の内容を精査しながら、引き続き検討していきます。

続いて、資料下段の「(13) 多様な事業者の参入促進、能力活用事業」についてです。

こちらは新規参入を希望する事業者に対する相談や助言のほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れるための職員の加配を促進するための事業ですが、現在は実施していません。

今後、新規参入を希望する施設等があった場合は実地支援を行うとともに、参入者の経営実績やニーズ量等から事業実施の必要性を総合的に検討します。また、特別な支援が必要なこどもを受け入れるための職員の加配については、各園における実績や状況を見ながら支援していきます。

次に、資料1-5をご覧ください。

資料1-5から資料1-7では、地域子ども・子育て支援事業に新たに追加となった事業の量の見込みと確保方策について説明いたします。

まず、資料1-5の上段の「子育て世帯訪問支援事業」についてです。

こちらは、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

国では、令和5年度までは前回会議でご説明した「養育支援訪問事業」に含めておりましたが、令和6年度からは訪問支援員が訪問して家事・子育て等の支援を行う部分を切り離し、「子育て世帯訪問支援事業」として新設されました。

岩見沢市では、以前から「養育支援訪問事業」として特別育児支援ヘルパーと産前産後ヘルパーの派遣を行い、家事・子育て等を支援しており、令和6年度からは「子育て世帯訪問支援事業」として実施しています。

利用実績については概ね減少傾向ですが、その時々のお家庭の状況により利用回数が大きく増減するため、「量の見込み」については、過去の利用実績の最大値と人口推計を勘案して見込んでおります。

「確保の方策」としては、ヘルパー事業所との連携・調整により、現在の提供体制で対応できる見通しです。

続いて、資料下段の「児童育成支援拠点事業」についてです。

こちらは、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童と家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提

供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年度より国の地域子ども・子育て支援事業に追加されましたが、現在は実施しておりません。今後、事業の実施方法について検討を進めます。また、養育環境等に課題を抱える児童等に対しては、関係機関と連携を図りながら対応していきます。

次に、資料1-6をご覧ください。

まず、資料上段の「親子関係形成支援事業」についてです。

こちらは、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等の支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年度より国の地域子ども・子育て支援事業に追加されましたが、現在は実施しておりません。今後、事業の実施方法について検討を進めます。また、親子関係等に悩みや不安を抱える家庭に対しては、関係機関と連携を図りながら対応していきます。

続いて、資料中段の「妊婦等包括相談支援事業」についてです。

こちらは、妊婦とその配偶者に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行うことを目的とする事業で、今年度まで「伴走型相談支援」と「出産・子育て応援給付金」の一体的実施により行われていたものが、令和7年度から「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられるものです。

岩見沢市ではこども家庭センターにおいて、母子手帳交付時と後期の受診券交付時に、妊婦やパートナーと面談し、妊娠・出産、育児についての情報提供を行うとともに、相談に応じております。また、出産後も乳児家庭全戸訪問等により面談を実施し、切れ目ない支援に努めております。

「量の見込み」については、人口推計をもとに各年度の妊娠届出数を算出し、全ての妊産婦に対して最低3回の面談を実施する設定をしており、令和7年度では849回を見込み、その後は出生数の減少に伴い、ニーズ量も減少傾向と見込んでいます。

「確保の方策」としては、こども家庭センターの提供体制ですべての妊婦と面談を行っており、現在の提供体制で対応できる見通しとなっております。

最後に、資料1-7をご覧ください。

まず、資料上段の「乳児等通園支援事業」についてです。

こちらは、「こども誰でも通園制度」の事業名です。内容としては、保育所等に入所していない満3歳未満の乳幼児に対して、保育所等の施設において適切な遊びと生活の場を提供するとともに、乳幼児とその保護者の心身の状況と養育環境を把握するための保護者との面談、保護者に対する子育てについての情報提供、助言その他の援助を行うものです。

現在、国ではモデル事業を実施しており、事業の本格実施に向けた検証を行っております。令和7年度は実施希望自治体を実施する「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられますが、令和8年度からは「乳児等のための支援給付」という新たな給付制度となり、すべての自治体での実施が義務付けられます。

岩見沢市では、令和8年度からの実施に向けた検討を進めます。

国が示す量の見込み方法については、市内の保育所等に入所していない満3歳未満のすべての乳幼児数が、現在のモデル事業の利用上限である1人あたり月10時間を上限まで利用すると見込むこととされています。令和8年度の「量の見込み」では、利用定員を24人とする受入体制を確保する数値となっております。

なお、令和8年度からの新たな給付制度では、1人あたりの利用時間の上限は10時間以上となるなど変更が予定されておりますので、必要な受入体制については今後の国の動向に注視しながら、引き続き検討していきます。

続いて、資料中段の「産後ケア事業」についてです。

こちらは、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

産後ケア事業については、以前より母子保健法に基づく事業として実施しておりましたが、令和7年度から「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられものです。

岩見沢市では、デイケア型と訪問型を実施し、からだやこころ、育児の相談を行い、安心して子育てができるよう支援しています。また、令和5年度までは岩見沢市立総合病院に委託して実施しておりましたが、今年度からは助産師が常駐して子育てや出産の悩みを気軽に相談できる「ママコロ広場」にも産後ケア事業を委託しております。

利用実績は年々増加傾向となっており、特に今年度は「ママコロ広場」での事業開始の影響もあり、大きく増加する見込みとなっております。

「量の見込み」については、単に相談先が増えただけでなく、「ママコロ広場」がであえーる岩見沢に隣接した場所で実施する利便性等を踏まえ、令和7年度以降も増加傾向と見込んでおります。

「確保の方策」としては、委託先2か所においてデイケア型、訪問型ともに十分対応できる見通しとなっております。

	資料 1-1 から 1-7 についての説明は以上です。
会長	はい。ありがとうございます。ボリュームのある内容となっていますね。今の説明について皆さんから何かありますか。
委員 A	ママコロ広場はどこにあるのですか？
事務局	ママコロ広場は、であえーる岩見沢の北側、3 条通りに出ていただいてすぐ隣の建物になります。
委員 A	そこには助産師の方が常駐されているのですね。毎日やっていますか？
事務局	毎週水曜日はお休みとなっています。
委員 A	水曜日以外はいつも相談などができるということですね。わかりました。ありがとうございます。
会長	Instagram もやっていて、なかなか発信力がありますね。他に何かありますか。 Web で出席の方はどうですか。何か質問ありますか。
委員 B	私から 1 つ聞きたいことがあります。資料 1-5 の児童育成支援拠点事業ですが、今後この事業を実施したいという団体が来たら対応を検討してもらえるとということでしょうか。
事務局	この事業を実施したいという団体が来た場合は、相談の対応をさせていただきます、事業実施の方向で検討していきたいと考えています。
委員 B	この事業のことを表に出すとやってみたいという方々は結構いるような気がします。
事務局	市だけでは事業実施のための資源を確保することは難しいので、そういったお声がけがあればぜひ検討したいと考えています。
会長	そうですね。NPO 法人を立ち上げてやりたいという方もいるかもしれないので、そういった広報ができると良いですね。 岩見沢市でも潜在的にはこういうことを考えている方がいるようですので、ご検討いただければと思います。 それではよろしいですか。次の議題に進みたいと思います。 協議事項 (2) です。(仮称) 岩見沢市こども計画 (案) について、事務局の方からご説明をお願いします。
事務局	それでは、「(仮称) 岩見沢市こども計画 (案) について」ご説明いたします。資料 2-1 をご覧ください。 まず、3 枚めくっていただいて 1 ページ目です。 1 ページから 7 ページまでを「第 1 章 計画の策定にあたって」として、「1. 計画策定の趣旨」と 3 ページからの「2. 計画の位置づけ」の 2 つで構成しています。 「1. 計画策定の趣旨」では、(1) 少子化対策の背景と (2) 岩見沢市におけるこども計画の策定として、国の少子化対策の動向から今回のこども計画策定までの流れを記載しています。

続いて、3 ページからの「2. 計画の位置づけ」では、前回会議でご説明した国のこども大綱や北海道こども計画などとの関係を示した図と、国際目標のSDGsの理念についてお示ししています。

また、4 ページと5 ページには、岩見沢市こども計画に包含する計画の根拠条文を抜粋して記載し、6 ページと7 ページには計画期間や策定体制、今年度実施したニーズ調査等の内容を記載しています。

次に、8 ページをご覧ください。

8 ページから23 ページまでを「第2章 まちの現状と課題」として、岩見沢市における少子化の状況や女性の就業率、幼稚園、保育所等の状況と、第1回会議において報告した第2期プランの評価と課題を整理しています。

まず、8 ページは就学前児童と小学生児童の推移についてです。

就学前児童の人口は、令和2年度の2,697人から今年度の2,098人へと599人減少し、小学生児童の人口も令和2年度の3,492人から今年度の3,054人へと438人減少しています。

なお、第1期プランの期間中は、就学前児童が416人の減少、小学生児童は200人の減少でしたので、減少幅が大きくなっており、今後も減少傾向が続くと見込んでいます。

次に、9 ページから11 ページです。

こちらは、国が5年ごとに実施する国勢調査をもとに、9 ページでは少子化、10 ページでは女性の就業率、11 ページではひとり親世帯の岩見沢市における推移を記載しており、令和2年度が最新の数値となっています。

まず、9 ページの少子化の状況ですが、岩見沢市の総人口は全国と同様に減少傾向が続いており、0～14歳人口は減少し、65歳以上は増加といった少子高齢化が進行しています。

次に、10 ページの女性の就業率ですが、以前と比べ、結婚・出産から子育て期にあたる20代～30代においても仕事を辞めることなく、高い就業率を維持するようになっています。

続いて、11 ページのひとり親世帯の推移です。18歳未満のこどもがいるひとり親世帯で親族等と同居していない世帯数は一時期より減少していますが、令和2年時点で全国平均の6%より高い8.6%となっています。

次に、12 ページから16 ページです。

こちらは、市内の幼稚園や保育所、児童館、障がい児通所支援事業所の状況について記載しています。

まず、12 ページの幼稚園等の現状ですが、第2期プランの期間中である令和2年度に「幌向保育園」が保育所型認定こども園へ移行し、「岩見沢天使幼稚園」と「岩見沢聖十字幼稚園」の2か所が幼稚園型認定こども園へ移行しています。また、定員は552人となっており、第2期プラン当初

の 822 人から 270 人減少しています。

次に、13 ページの認可保育所等の現状です。

先ほどの幼稚園等の現状で触れました保育所型認定こども園 1 か所と幼稚園型認定こども園 2 か所について記載しています。また、認可外保育施設であった「こっころ保育園」が小規模保育施設に移行しています。

定員は 1,201 人で、第 2 期プラン当初の 1,122 人から 79 人分の受入枠を増やし、提供体制を維持しています。今年の 5 月現在では 1,145 人が入所し、入所率は 95.3%となっています。

続いて、14 ページ上段の待機児童についてです。

第 2 期プラン期間中は 4 月当初からどこにも入所できない待機児童はいませんでした。また、特定の保育所等を希望して入所を待つ潜在待機児童は第 1 期プラン期間中に比べて大幅に減少したものの、今年度 4 月には 9 人となっています。

次に、14 ページ下段の認可外保育施設等の現状です。

へき地保育所は、「北村幌達布保育所」と「美流渡保育所なかよし園」の公立 2 園が閉所するなど、第 2 期プラン当初の 11 か所から 6 か所に減少しています。

続いて、15 ページの児童館と留守家庭児童対策の状況です。

第 2 期プラン当初は私立を含めて 22 か所でしたが、1 か所が閉鎖となり、現在は 21 か所で開設しています。

利用定員は全体で 1,000 人に対し、平均登録児童数は 1202.31 人と登録児童数が利用定員を上回っていますが、高学年を中心に 1 日あたりの利用児童数は少ないため、実際の利用児童の受入れについては問題なく対応できています。

次に、16 ページの児童療育の現状についてです。

第 2 期プラン当初の障がい児通所支援事業所は 15 か所でしたが、現在は 20 か所と 5 か所増えています。学校やこども家庭センターと事業所が連携しながら支援に取り組んでいます。

続いて、17 ページと 18 ページでは「育児困難家庭の支援と児童虐待の防止」について記載しています。

17 ページは児童虐待相談の現状と、全国、北海道と岩見沢児童相談所における対応件数の推移を整理しています。

また、18 ページでは、今年 8 月に実施した事業所向けアンケートの結果から、虐待リスクが高いと思われる家庭に接することが「よくある」との回答や、そうした家庭の特徴として「家族構成が複雑」との回答が増加していることについて説明しています。

次に、19 ページと 20 ページでは「こどもの経済的な状況」として、生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯の状況と、経済的理由によって就学困

	<p>難な児童生徒の保護者に対して学用品費等の援助を行う就学援助の認定率について記載し、支援の状況を説明しています。</p> <p>続いて、21 ページから 23 ページにかけては、第 1 回会議でご説明しました「第 2 期プランの評価と課題」についてです。</p> <p>第 2 期プラン期間中の状況の変化と成果や課題については 23 ページに 4 点挙げて記載しています。</p> <p>1 点目と 2 点目は状況の変化として、児童数減少によるへき地保育所等の廃止と保育ニーズの高まりによる小規模保育施設や認定こども園移行について挙げています。また、3 点目と 4 点目は成果と課題ですが、病児・病後児保育の計画変更と児童虐待防止のネットワークづくりの未実施、コロナ禍後の事業の利用状況について挙げています。</p> <p>資料 2-1 の第 1 章と第 2 章についての説明は以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。第 1 章と第 2 章についてご説明いただきました。統計や現状把握といった内容ですけれども、何かご質問やご意見はありますか。</p>
委員 B	<p>私からは 1 点、23 ページです。第 2 期プラン実施期間中の状況の変化と成果ならびに主な課題というところの 4 点目ですが、成果ならびに課題というには曖昧な感じがします。どういった事業が増加し、減少したのかといった傾向は何かありますか。</p>
事務局	<p>傾向としては、産前産後ヘルパーのように家庭に来てもらう仕組みの事業は減少したままとなっています。コロナ禍により感染症対策の意識の高まりや、人と接する機会が大きく減少したことなどを経て、家庭に来てもらうことに対する抵抗感が強い方が多くみられるのではないかと感じています。</p> <p>一方で、あそびの広場のように自ら外に出掛けて利用する事業については、段階的に利用が増加し、コロナ禍前と同水準まで戻ってきています。こうした状況をみると、家庭に来てもらうというハードルは高いのではないかと感じております。</p> <p>そのため、産前産後ヘルパーについては前回会議においてお諮りしましたが、1 歳 6 か月児健診の際にアンケートを実施しています。まだ統計としてお示しできる量ではありませんが、引き続きアンケート調査を実施しながら課題について調査を進め、結果については本会議においてお諮りたいと考えております。</p>
委員 B	<p>その内容をまとめて、4 点目に記載してはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>Web で出席の方もどうですか。</p>

委員 B	<p>私からもう 1 点よろしいですか。いつも不思議に思うのですが、学校教育に関することが出てこないというのは記載の仕方として何かあるのでしょうか。</p> <p>不登校のこどもの数や準要保護のこどもの割合、いじめの数など、文部科学省が行う児童生徒の問題行動等に関する調査については北海道、岩見沢市も数字を出していると思います。全般的にですが、あまり学校教育のことが触れられていないですね。その点が気になりました。こども家庭庁が主導だからというのもあるかと思うのですが、どうでしょうか。</p> <p>第 3 章以降にも関わってきますが、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーといった言葉はまず出てこない。通級指導などもこどもに対する大切なサービスだと思います。</p> <p>これまで、子ども・子育て会議は教育委員会のもとでやってきたところもあります。全体的な流れに追従するのも大切かもしれませんが、私は学校教育と子ども・子育て会議の連携が今後どんどん薄まってしまわないかと懸念しています。</p> <p>えみふるふあいるの件もそうですが、今後も学校教育の方々にご協力いただかなければならない事業もいくつかあります。そういった連携は岩見沢市の強みにもなるのではないかと考えていますので、ご検討いただければと思います。</p>
事務局	<p>学校教育について、就学援助や準要保護の状況についてはこどもの経済的な状況のところで触れておりますが、不登校やスクールソーシャルワーカーの活用などのご指摘のあった部分については、既に教育委員会にデータのあるものの記載は可能かと思えます。記載箇所は 20 ページの後ろに追記できると考えています。</p>
委員 B	<p>第 3 章以降についてはどうですか。</p> <p>切れ目のない支援のところで学校教育について語られないのが、どうもリアリティがない感じがします。こども家庭庁が示す大綱についても同様に感じています。</p> <p>教育委員会の方にも同席していただいているわけですが、どうですか。</p>
事務局	<p>第 3 章以降で言いますと、例えば 39 ページや 40 ページの学童期としてライフステージ別の部分に記載されています。教育環境の充実や健康なから、豊かなところを育むための学びに関すること等はこちらで示しています。また、どのように学びがあるのかについては、オンデマンドでも行えることや年齢問わず学べる場所があること、学校に通えないこどもに対する登校支援室の取組等を盛り込んでいます。</p> <p>先程ご指摘のあった第 1 章、第 2 章の中で学校教育の現状を記載することで第 3 章以降にも繋がっていくと考えています。</p>
委員 B	<p>私は課題もとても多いと思っています。例えばスクールカウンセラーで</p>

	<p>いえば部分的な配置に過ぎないし、スクールソーシャルワーカーにしてもマンパワー不足ですよ。取り上げなければならない課題は、まちの中でかなりあると感じています。</p> <p>ですので、そういった学校教育や学校が抱えている課題も岩見沢市のビジョンの中にもう少し入れてもいいのではないかと思います。</p>
委員C	<p>私は教育支援センターのメンバーの一人ですが、以前はスクールソーシャルワーカーが不在で十分な対応ができていなかった時期がありました。現在はスクールソーシャルワーカーがいますので今後も対応は大丈夫かと思っています。</p> <p>教育支援センターには不登校の子どもに関するデータはすべてあるので、依頼するとそういったデータはすぐに出てくると思います。</p> <p>私も計画案全体を読みましたが、このくらいしか書けないのかな、妥当な内容かなという感じがします。</p>
委員B	<p>ちょっと歯切れが悪いですね。</p>
委員C	<p>不登校の子どもをたくさん見ている立場からすると、細かい色々な課題はありますが、計画に記載できるかというところとどうしたものかなと思うところもあります。</p> <p>例えば、子どもが学校に行けなくなる理由というのはとてもたくさんあります。対策も含めてそれらすべてを扱おうとすると、それだけでたくさんのページを使うことになります。ほかの事柄も記載する必要がある計画ですので、すべて載せるのは難しいと思います。</p>
委員B	<p>それはもちろんです。</p> <p>私が言いたいのは、不登校のこどもの数やいじめの認知件数、スクールカウンセラーの勤務状況、通級指導教室の運営状況等の数字的なもので良いと思っています。</p> <p>子ども計画なので、私はある意味白書みたいなものと考えています。そこに学校教育に関する数字があまり出ていないのは片手落ちではないかと思っています。</p>
委員C	<p>それは私もそう思います。すぐ出せる数字なので、記載すると良いと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに何かご意見ありますか。</p> <p>それでは次に進みます。第3章以降の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、「(仮称)岩見沢市子ども計画(案)について」、第3章以降をご説明いたします。</p> <p>資料2-1の24ページ「第3章 子ども・子育てに関するビジョン」をご覧ください。24ページから28ページまでは、前回会議でご説明した「基本理念」、「基本的な考え方」、「基本目標と事業展開」、「重点的に取り組むポ</p>

イント)、「体系図」を記載しています。

27 ページの「重点的に取組むポイント」については、○(まる)や□(しかく)といった記号を使用し、該当する「取組の方向性」について、28 ページの「体系図」と 29 ページ以降の取組の具体的な説明に記載しています。

なお、皆様のお手元にあります資料 2-2 をご覧いただきたいのですが、こちらは第 2 期プランと今回のこども計画の基本目標と事業展開を比較したものです。前回会議では、国のこども大綱との比較となっていました。岩見沢市版に修正しています。

岩見沢市こども計画における取組については、第 2 期プランの取組を矢印のとおり組み替えています。すべて引き続き実施します。

また、基本目標 1 では「こども・若者の権利の保障」、基本目標 2 では青年期の「就労支援と雇用安定のための支援」、基本目標 3 では「こども・子育て情報発信の充実」を新たな取組として実施したいと考えています。

続いて、資料 2-1 に戻りまして、29 ページをご覧ください。29 ページから 49 ページまでは、28 ページでお示した「体系図」の「取組の方向性」について、現状と課題、今後の方向性、主な施策を記載したのになります。また、基本目標ごとに該当する SDG s のアイコンを整理して載せています。

それでは、基本目標 1 のライフステージを通じた支援の充実から順にご説明いたします。

29 ページの「(1) こども・若者の権利の保障」についてですが、こちらは新たに取組む施策となります。

こども大綱では、子どもの権利条約やこども基本法の趣旨や内容について理解を深めることが重要とされており、こども・若者の権利保障や最善の利益を図ることが求められています。そのためには、こども・若者が自らの権利や正しい知識を知ること、それを基に自ら選択できること、自由に意見を発言できることが大切です。また、そうした意見表明の機会と意見反映の仕組みの構築とともに、家庭や地域などのまち全体においても、こども・若者の権利保障などについて理解し、応援することができるようにしていくことが必要となっています。

今後の方向性として、こども・若者、子育て当事者を含む市民に対し、こども・若者の権利について理解を深めるための普及啓発に取り組み、こども・若者が地域において意見表明できる機会づくりに努めます。

次に、30 ページの「(2) 多様な遊びや体験の充実と居場所の確保」についてです。

現在、居場所や遊び、体験ができる場所については、幼児期には幼児とその保護者を対象とした地域子育て支援拠点などを設け、学童期には、児

童館、放課後児童クラブや登校支援室などを運営するなど、ライフステージに応じた居場所の確保に努めています。また、こどもが地域において孤立することなく安心して過ごせる機会の提供を目的として、体験活動を実施する団体などの取組を支援しています。

今後の方向性としては、こども・若者が安心して過ごすことができる居場所の確保に努めるとともに、居場所を支える人材の確保や体験活動を実施する団体などの取組を支援し、遊び・体験の機会の充実を図ります。

続いて、31 ページの「(3) こどもの貧困対策の推進」についてです。

家庭の経済状況は、学習・進学の手続きや部活動、地域活動への参加機会に影響を与えるだけでなく、心身の健康や衣食住、前向きに生きる意欲にも影響し、社会的孤立につながる恐れがあります。

現在、こども家庭センターでは、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問などを通じた切れ目のない相談支援体制により、困窮する家庭などを各施策につなげるための支援を行っています。

今後の方向性として、こども家庭センターや生活保護などの担当部署、児童相談所などとの連携強化により、早期把握・早期支援につなげる体制づくりに努めるとともに、支援にあたっては生活、教育、就労などの様々な支援と経済的支援を組み合わせた効果的な支援の実施となるよう努めます。

次に、32 ページの「(4) 病気・障がいのあるこども・若者への支援の充実」についてです。

現在、令和6年度から令和8年度を計画期間とした「岩見沢市障がい児福祉計画」を策定し、必要なサービスの計画的な提供に努めており、こども家庭センターでは関係機関と連携し、必要なサービスにつなげる相談支援を行っています。

今後の方向性として、こどもの障がいや発達特性、ライフステージに応じた包括的な支援に努めるとともに、専門的支援を必要とする医療的ケア児について、安心して支援が受けられるよう支援体制の強化を図ります。

続いて、33 ページの「(5) 児童虐待の防止とヤングケアラー家庭への支援の推進」についてです。

現在、児童虐待防止対策として、岩見沢市児童虐待防止計画を策定し、支援の充実を図っています。また、ヤングケアラーについては、「ヤングケアラー支援は家族支援」を合言葉に、ヤングケアラーとその家族を支えるための取組を一体的に考えて実施しています。

今後の方向性として、岩見沢市児童虐待防止計画のさらなる推進として、関係機関との連携のほか、身体的・精神的負担の軽減につなげる産前産後ヘルパーなどの各施策の利用促進を図るなど、虐待予防の取組に努めます。また、ヤングケアラー家庭に対する支援については、要保護児童対

策地域協議会と北海道が設置するヤングケアラーコーディネーターなどと連携して支援体制を強化するとともに、地域住民に対する周知啓発、子どもや教員等を対象とした研修・講座を開催し、地域全体でヤングケアラ一家庭を支援する機運を醸成します。

次に、34 ページの「(6) 防犯対策などの子どもを守る取組の推進」についてです。

インターネット利用の低年齢化が進み、子どもが情報を適切に利用することができるなど、情報活用能力を身につけることが求められており、岩見沢市ではインターネット等による犯罪被害やネットいじめの防止を目的とした情報モラル教室を各学校で実施しています。

また、環境浄化モニターや防犯グッズの配布、交通安全教室といった様々な活動により、地域全体で子ども・若者を守る取組を進めています。

今後の方向性として、子ども・若者が自ら適切な判断ができるよう、引き続き防災・防犯・交通安全教育に取り組むとともに、地域においても防犯・防災などの意識向上のための周知啓発活動を行います。また、子ども・若者の安全を確保するため、学校や警察、関係団体などと連携し、子ども・若者を見守る環境づくりに努めます。

続いて、35 ページの「(7) 子育てにやさしいまちづくりの整備」についてです。

国では、子ども・若者、子育て当事者が安心・快適に暮らせるように、「子どもまんなかまちづくり」を推進しており、岩見沢市では利用者の視点に立って道路や公共施設のバリアフリー化や、ベビーカーなどに配慮した公共施設の多目的トイレの整備などを実施しています。

今後の方向性として、子ども・若者、子育て当事者にとって安全・安心なまちづくりを目指し、引き続き公共施設や道路などのバリアフリー化を推進します。また、子どもと子育て当事者同士のほか、地域における世代間交流が活発に行うことができるよう、あそびの広場の充実や公園の維持管理に努めます。

以上が基本目標 1 の取り組み内容です。

続いて、基本目標 2 のライフステージに応じた切れ目のない支援の充実について、ご説明します。

まず、36 ページ、「(ア) 妊娠前から幼児期まで」の「(1) 切れ目のない保健・医療の確保と相談支援の充実」についてです。

子ども大綱において、子ども・若者に対する支援は、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要とされており、子育て当事者に対しても、子どもの誕生前から切れ目のない支援が求められています。

岩見沢市では、令和 6 年 4 月の子ども家庭センター設置により、様々な

専門職が関係機関と連携しながら切れ目のない相談支援体制を整備しています。

今後の方向性として、引き続き切れ目のない寄り添った支援の充実に努めます。また、こどもの心身の育ちを支援するため、小児救急医療体制の確保に努めます。

次に、37 ページの「(2) こどもの健やかな成長を育むあそびや体験の提供」についてです。

岩見沢市では、こども子育てひろば「えみふる」内に整備された「あそびの広場」と常設型親子ひろば「ひなたっ子」のほか、地域親子ひろば、地域子育て支援拠点などの地域における拠点も整備しており、こどもの成長を支えるあそびや体験、子育て相談の機会を提供しています。

今後の方向性として、こどもと子育て当事者がともに成長できるよう、こどものあそびや体験と子育て当事者の相談支援の充実に努めます。また、地域や家庭環境にかかわらず、あそびや体験機会が得られるよう、情報発信の強化に努めます。

続いて、38 ページの「(3) 幼児期の教育・保育の充実」についてです。

岩見沢市では、少子化が進行する一方、共働き家庭などの保育ニーズが高まり、幼稚園の認定こども園移行を進めるなど、提供体制の確保に努めています。

一方で、国では、幼児教育・保育の質の向上を図るだけでなく、すべてのこどもが格差なく質の高い学びへ接続できるよう、幼児教育・保育と小学校教育の関係者が連携していくことも必要とされています。

今後の方向性として、少子化による入所児童の減少や保育ニーズに応じて、定員変更や統廃合、幼稚園と保育所の認定こども園移行の必要性について検討し、将来を見据えた適正な提供体制の維持に努めるとともに、提供体制の維持に必要な保育人材確保の取組を継続します。また、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、岩見沢版「幼保小の架け橋プログラム」の策定・実施に向けた支援を新たに行います。

次に、39 ページの「(イ) 学童期・思春期」の「(1) 教育環境の充実」についてです。

岩見沢市では、教育大綱の基本理念に基づき、一人ひとりが持つ可能性を伸ばし、より豊かな人生を過ごせるよう取組を進めており、1人に1台貸与したタブレット端末を効果的に活用した授業やデジタル教材等を活用した授業を実施するほか、学習塾と連携したオンデマンドによる学習など、多様な学びの場と機会を積極的に提供しています。

今後の方向性として、教職員の指導力向上と、こどもとの対話を通じた指導により、学習意欲と学力の向上に努めます。また、デジタル教材を活用した授業や、登校支援室の運営など、一人ひとりのこどもに寄り添った

教育環境づくりに努めます。

続いて、40 ページの「(2) 健康なからだ、豊かなこころの育ちの支援」についてです。

岩見沢市では、ピアサポートの取組や、ふるさと教育、心の教育など、豊かな人間性を育てる取組を進めています。また、体育の授業改善と部活動の地域移行のほか、北海道教育大学岩見沢校と連携したスポーツ教室の実施など、こども・若者がスポーツや芸術文化に親しむ多様な機会を確保するための取組を進めています。

今後の方向性として、協調性や創造性を育み、豊かな人間性を養う教育内容の工夫に努めるとともに、体力向上や運動機会の確保、食育の推進に努め、こころとからだを育てる取組を行っていきます。

次に、42 ページの「(3) おとなになる前の学びや体験の充実」についてです。

こども・若者が社会の中で自立し、社会の一員として主体的に担う力を発達の程度に応じて身につけることができるよう、主権者教育の取組が重要とされており、岩見沢市では、中学生を対象とした市議会の事業訪問や、学校教育において喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育と性教育、環境問題、選挙の出前授業や体験などの取組を進めています。

今後の方向性として、引き続き関係機関と連携しながら様々な学びや体験の機会の提供により、主体的に考える力を育む主権者教育を推進します。

続いて、43 ページ、「(ウ) 青年期」の「(1) 次代の親の育成支援の充実」についてです。

次代を担う中高生が、出産や子育てに関心を持てるよう、子育て中の親子との交流機会を設ける取組や母子健康調査、自分自身と家族、そして将来生まれてくる赤ちゃんの健康に役立てるための取組を行っています。

今後の方向性として、乳幼児とのふれあい体験やプレコンセプションケアの周知啓発により、こども・子育てへの興味関心を高め、次代の親の育成に努めます。

次に、44 ページ「(2) 就労支援と雇用安定のための支援」についてです。

岩見沢市では、若い農業後継者の育成・確保を目的とした新規就農サポート事業や地域において若者が活躍できる雇用環境の情報発信、創業支援に取り組むほか、セミナーや研修会による人材育成に努めています。

今後の方向性として、関係機関と連携した新規就農や創業の支援の継続、セミナーや研修会等による人材育成の取組を行っていきます。

以上が基本目標 2 の取組内容です。

続いて、基本目標 3 の子育て当事者への支援の充実について、ご説明します。

45 ページをご覧ください。

まず、「(1) 妊娠から子育て、教育・保育に関する経済的負担の軽減」についてです。

不妊・不育症の治療費助成、保育料の軽減や就学援助のほか、子どもの医療費助成における対象者の引き上げや所得制限の撤廃に取り組み、子育て世帯の経済的な負担軽減に取り組んでいます。

今後の方向性として、安心して子育てができるよう、ライフステージに応じた切れ目ない経済的支援の継続に努めます。

続いて、46 ページの「(2) 地域子育て支援、家庭教育支援の推進」についてです。

子育て中の親子の孤立防止や交流、仲間づくりを進めるため、こども家庭センター、地域子育て支援拠点、地域親子広場などでの行事を実施するほか、ファミリー・サポート・センター事業による病児・病後児の預かりを含めた地域援助活動の推進、家庭教育学級の実施など、地域全体での子育て支援に取り組んでいます。

今後の方向性として、ファミリー・サポート・センター事業をはじめとした地域子育て支援の充実や、家庭教育を学ぶ機会やイベントを通じて、地域とともに育てる機運の醸成を図ります。

次に、47 ページの「(3) 共働き・共育ての推進」についてです。

男女ともに仕事と子育てが両立できる環境整備が図られるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発や各種制度の情報提供を行っています。また、パパママ教室や父と子の交流事業による男性の子育てへの参画意識の向上やジェンダー平等に関する出前講座などを行っています。

今後の方向性として、仕事と子育てが両立できるよう、情報提供や意識啓発に努めるほか、男性の家事・子育てへの参画意識向上のための事業を継続して取り組みます。

続いて、48 ページの「ひとり親家庭への支援の充実」についてです。

ひとり親家庭に対する支援として、これまでも母子・父子自立支援員を配置し、幅広い相談に寄り添った支援に努めながら、就労支援などの経済的自立を支援する取組や、医療費の一部助成を実施しています。

今後の方向性として、引き続き、寄り添った支援の充実と、持続的な経済的支援の実施に努め、生活の安定や経済的自立を図ります。

最後に、49 ページの「こども・子育て情報発信の充実」についてです。

子育て当事者が必要とする、こども・子育て支援サービスの情報と適切に結びつけるよう、各種事業での情報のほか、「すこやか健康手帳」アプリや子育てポータルサイトによる情報発信に取り組んでいます。

今後の方向性として、子育てポータルサイトや「すこやか健康手帳」アプリによる情報発信の充実のほか、対面にける相談に加え、オンラインに

よる相談など支援の充実に努めます。

基本目標 1 から 3 の説明は以上となります。

次に、50 ページをご覧ください。

こちらは基本目標ごとの「成果指標」として現時点の案を記載しています。

内容としては、市の総合戦略との整合性を図ったものや、今回のニーズ調査や生活実態調査の設問を基にしたものとしています。

続いて、51 ページから 53 ページは「第 4 章 計画の推進」について記載しています。

51 ページの「1. 計画の優先順位」では、実施事業を第 2 期プランと同様、「安全」「安心」「笑顔」の 3 つの視点により整理することとし、計画の推進にあたっては、「安全」に分類される事業から優先的に取り組むこととしています。

次に、52 ページの「主な新規事業・拡充事業」と「主な継続事業」については、現在精査中としています。個別の各事業について整理ができましたら、ご報告したいと考えていますので、よろしく願いいたします。

続いて、53 ページには「2. 計画の推進体制」と「3. 計画の進捗状況」として、第 2 期プランと同様に整理していますが、「2. 計画の推進体制」では地域資源の活用や民間団体との連携を盛り込み、事業の見直しにあたっては、こども計画において求められているこども・若者、子育て当事者の意見を聴くことを明記しています。

「第 4 章 計画の推進」については以上となります。

54 ページからは「第 5 章 量の見込みと提供体制の確保等」として、前回会議と本日の協議事項 (1) でご説明した「子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策」について記載しています。

また、73 ページでは、量の見込みと確保方策の設定はありませんが、「5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と質的な向上」と「6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施」を記載しています。

ここには、38 ページの「(3) 幼児期の教育・保育の充実」でも触れましたが、今後の人口減少に併せて、幼稚園と保育所の認定こども園への移行や定員変更、保育所の統廃合などに言及するほか、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図る「幼保小の架け橋プログラム」の策定・実施を目指すことにも触れ、教育・保育の一体的提供と質の向上に向けた取組を進める記載としています。

最後、74 ページの資料編には現在記載はありませんが、ニーズ調査等の結果報告書や、3 つの基本目標と 20 の施策に対応した実施事業一覧の掲載を予定しています。

資料 2-1 と資料 2-2 についての説明は以上です。

会長	説明ありがとうございます。 第3章以降の概略について説明いただきましたが、ご質問等ありますか。
委員B	細かくまとめられていて素晴らしいと思いました。私からは基本目標1の(1) こども・若者の権利の保障についてです。 基本目標の作りとしては、現状の課題があって、課題に対する方向性を出し、それに関連する施策を示すという形だと思います。ほかの目標はしっかり形になっていると思いますが、こども・若者の権利の保障の施策についてはもう少し説明があった方が良くと思います。 施策の内容としては、こどもの権利やこども大綱のことを市民の方々に周知していくことかと思えます。子どもの権利条約やこども大綱は計画全体に関わる土台の話です。例えば、子どもの権利条約であれば4つの柱、こども大綱であれば6つの目標といった国の目指す方向性に対して、岩見沢市がそれに応じて施策を進めていくこととなりますので、それを市民に知っていただく。その手段としてポータルサイトやアプリを使って情報発信するという説明なのかなと思います。現状では施策の名前と課題の関係性が見えにくいので、その辺りの説明があったら良いと思いました。
事務局	例えば、子育てポータルサイトを使った〇〇の周知というような形ですね。
委員B	そういうことです。 現在記載されているのは手段ですので。
事務局	文言を修正します。ありがとうございます。
委員B	大事なのは市民への周知です。そして、子育てをしている方々やこどもたちから意見を聴取して、それを何かしら行政に生かしていくということですね。私はそう理解しています。 現状の課題と今後の方向性については大丈夫ですが、施策についてもそのような説明になったら良いなと思い、お話ししました。
事務局	いただいたご意見を参考に修正したいと思います。
委員B	大変だと思いますが、よろしくお願いします。 あともう1点よろしいですか。 第3章の(4) 病気・障がいのあるこども・若者への支援の充実のところに、「えみふるふぁいる」が入っています。「えみふるふぁいる」を作った趣旨は、病気や障がいのあるこどもだけではなく、こども全般の心身の健康の確認などのためのものです。障がいのあるこどもたちのためのものという位置づけにしないということで作ったものですので、この辺りの記載についてご検討いただけたらと思います。 私からは以上です。
会長	ほかに皆さんからいかがですか。
委員D	こういった計画は子育てなどの親の視点に立つことが中心となってこ

	<p>どもを守っていくといったことが底辺にあると思っています。福祉という観点でみるとそれは仕方がないのかなと思いますが、最近はこの権利擁護や意見表明などについてクローズアップされています。学校などを含めて、こども自体が主体的に考えて色々な意見を言う場を作っていくとか、こどもたちが意見をディスカッションして市政の色々な場所に反映できるとか、そういったこどもが真ん中にあるような視点の取組が今後はもっとあっても良いのではないかと思います。</p> <p>国から示されてやらなければならない社会政策や福祉政策は当然あるので、ほかの自治体も同じように作らざるを得ない部分があると思います。一方で、少子化などの課題や時代のニーズを考えたときに、岩見沢市として5年間、10年間かけて作り上げていこうという目玉や独自性は何なのかなというところが気になって、今説明を聞いていました。</p> <p>だからといって何かを変えてほしいとかではなく感想ですが、次の計画の中でこれを重点的にやっていくということがもっとわかりやすく打ち出されると良いのかなと思いました。</p>
会長	ありがとうございます。
委員A	<p>私も1つ感想を言ってよろしいですか。</p> <p>40ページの北海道教育大学岩見沢校との連携とありますが、岩見沢には農業高校もありますよね。農業高校の生徒と幼稚園児とのふれあいなどの取組は知っていますが、こういった岩見沢らしい取組を小学校や中学校でも活かせると良いなと思います。折角あるのにもったいないと思いました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにいかがですか。</p>
委員E	基本目標については、現状と課題があって、今後の方向性とそれに見合う施策という構成になっています。30ページの(2)多様な遊びや体験の充実と居場所の確保の現状と課題では、幼児とその保護者のことと学童期のことに触れていますが、主な施策が児童館、放課後児童クラブの運営や青少年健全育成の推進などの学童期の内容になっています。幼児とその保護者に対応した主な施策はどこに位置づけられていますか。
事務局	主な施策につきましては、主なものを3つほど記載しています。ご指摘の部分は学童期に偏った記載となっていますので、内容を改めたいと考えています。
委員E	ありがとうございます。私もすべてを確認できているわけではないですが、全体の論理のつながりという点で、もう1度確認いただきたいと思い、お伝えしました。
事務局	補足ですが、幼児とその保護者に対応した主な施策としては、あそびの広場の事業や常設型親子ひろば「ひなたっ子」、地域親子ひろばの運営と

	<p>いったものが該当します。事務局で3点に絞って記載した中で偏りが出てしまったので、修正したいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>主なものとして3つずつ挙げたということなので、この場所でなくても施策が見えると良いですね。</p>
委員C	<p>よろしいですか。医療のところです。医師会の理事会でも話があったのですが、小児救急医療体制については非常に危ないです。開業の先生2名は高齢になってきていて、日曜日の輪番制も含めて数年以内には維持できなくなるだろうと言われています。実際に2年後くらいを目途にやめることを検討してはどうかという話も出ています。大変な状況になってから相談されても対応が難しくなってしまいますので、具体的にどのように維持していきたいのかなどをしっかりと話し合わないといけないと思います。</p> <p>現状、地域に小児科の開業医に来てもらえるようにするのは、医師のことだから医師会や市立総合病院にお任せされている部分があると思いますが、地域住民がどのくらい希望しているかもとても大切だと思います。そういった視点で考えることもあって良いのかなと私は思いました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局からいかがですか。</p>
事務局	<p>昨日、医師会と市立総合病院の事務部長とお話する機会がありました。岩見沢市には小児科はある程度ありますが、南空知の周囲の自治体にはあまりありません。そのため、圏域で医療も考えていかなければならないということで、岩見沢市を中心市とした南空知定住自立圏というものを作っています。これから30年後には圏域の人口が45%減少すると試算されており、小児科だけでなく内科、外科についても維持ができなくなっていくだろうと言われています。</p> <p>昨日は小児科の話もしましたが、まだ具体的な内容や方向性が定まっていないため計画への記載は難しいのが現状です。小児科をどのように維持していくかについては、これから医師会や市立総合病院と協議しながら進めていくという段階です。</p>
委員C	<p>そうですね。私も理事ですので、前回の話は理解しています。小児科だけでなく大人の方も医師が足りなくなっているのもあって、私にも夜間急病センターに入らないかという打診も来ています。問題として大きいのは、岩見沢市の救急におんぶに抱っこになっている周囲の市町村の理解が全然得られないことです。それをこの会議でお話しても仕方がないのですが、救急は支出が多くて、いくらやっても損になるだけだということに対する理解がないので、そういった理解を少しずつ進めていかないと今後成り立たなくなっていくと感じています。</p>
事務局	<p>例えば、現在は小児の入院が必要な二次救急のこどもについては、岩見</p>

	<p>沢市と美唄市で輪番制を組んでいます、維持ができなくなるだろうということですので、圏域・広域で取り組んで、行政としてはきちんと維持していきたいと考えています。今後は市立総合病院と北海道中央労災病院の統廃合を進めるのと併せて、協議を進めていきたいと考えています。</p> <p>これまで会議を3回行っていましたが、行政間の温度差もありますので、医療機関も含めながら今後協議をしていくこととしています。</p>
委員C	<p>救急というのはインフラだと、やって得するものではないものだという事を行政の方には理解してもらったうえで考えていただかないと非常に困ると思っています。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>資料だと36ページの話になるかと思います。何か記載するとしたらこの辺りになりますよね。</p>
事務局	はい。
会長	<p>悩ましいところだと思いますが、検討いただければと思います。これは子ども・子育て会議だけでなく岩見沢市だけでなく、もっと大きいところで考えていかなければならないところですね。</p> <p>例えば、医療を受けるためには札幌市に住まないという話になってしまって、さらに人口減少に拍車がかかってしまうといった悪循環になってしまうと嫌ですね。</p>
事務局	札幌市でも小児医療は結構減少しています。
会長	<p>そうですね。大変だと思います。札幌市の医師会からも色々とお話を聞くことがあります。結局、採算の合わない科はどうするかという話になってしまいますよね。</p> <p>ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは続いて、(3) 市民意見の募集（パブリックコメント）について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、「市民意見の募集（パブリックコメント）について」ご説明いたします。</p> <p>資料3をご覧ください。「1. 意見の募集」についてです。</p> <p>（仮称）岩見沢市こども計画（案）について、市ホームページのほか、こども未来課、各支所、各サービスセンターで公開し、市民の皆さんからの意見を募集します。</p> <p>次に「2. 意見募集の周知方法と募集期間」についてです。</p> <p>意見募集は、広報いわみざわ1月号と市ホームページへの掲載により周知します。また、意見募集期間は令和7年1月15日（水）から令和7年2月4日（火）までの3週間を予定しています。</p> <p>次に「3. 閲覧・意見提出用紙配布場所」についてです。</p> <p>こども未来課と、北村・栗沢両支所、各サービスセンターで閲覧や意見</p>

	<p>提出用紙の配布を行います。また、市ホームページから計画書（案）と意見提出用紙のダウンロードを可能とします。</p> <p>続いて「4. 意見提出方法」についてです。</p> <p>市ホームページのフォームに入力するか、意見提出用紙に必要事項を記入のうえ、こども未来課こども・子育て応援係へ提出いただくこととなります。</p> <p>なお、郵送の場合は2月4日（火）必着とし、持参の場合は市役所本庁の保育幼稚園係でも受付を行います。</p> <p>最後に「5. 意見集約後の取り扱い」についてです。</p> <p>意見の内容によっては計画の修正・意見反映を行う必要がありますので、意見集約の結果については、次回の子ども・子育て会議前に書面報告をさせていただくか、会議の議題として報告を予定しております。</p> <p>資料3についての説明は以上です。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>皆さんから何かご質問等ありますか。</p>
委員F	<p>意見についてです。小学生の息子がいるのですが、これを見て意見を言いたいと考えていると思います。こどもも意見を提出してもよろしいですか。</p>
会長	<p>ぜひ提出してください。</p>
事務局	<p>こども・若者を地域全体で支えていく計画ですので、こども・若者、子育て当事者、子育てを終えた大人や高齢者などのすべての市民が対象となります。こども自身のご意見もいただけると大変ありがたいと考えています。</p>
委員F	<p>わかりました。</p>
会長	<p>計画の趣旨にも合っていますので、ぜひご意見いただければと思います。</p> <p>そのほか、ご意見等いかがですか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上で予定されていた協議事項は全て終了となります。皆さんから情報共有する事項は何かありますか。</p> <p>なければ本日の議事は以上で終わりたいと思います。議事を事務局にお返ししたいと思います。ご協力ありがとうございます。</p>
事務局	<p>4 その他</p> <p>意見募集前の資料修正について</p> <p>第5回会議の調整について</p>
事務局	<p>5 閉会（20：00）</p>